

児童虐待死亡事例検証報告書

令和3年7月

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置・里親審査部会

本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

はじめに

本市において、令和元年6月21日午後8時半頃から30日午前11時頃にかけて計9日間、母が自宅マンションに児童（2歳11か月）を放置し、低栄養状況下の低体温及び脱水により死亡させる事件が発生した。この事例は、区役所が継続的に支援を行ってきた母子であった。児の幼児健診に関してやり取りを繰り返しているなかで事件が発生した。

児童虐待による死亡事例等については、必要な再発防止策を検討するため、地方公共団体において事実の把握や発生原因の分析等の検証を行うこととされている。事例を通して今後の児童虐待防止の取り組みが強化され、1人でも多くの命を救うことにつながることを願うものである。

目次

はじめに

I 検証について	2
1 検証の目的	
2 検証の方法	
II 事例の検証	2
1 事例の概要	
2 家族の状況	
3 事件に至る経過	
4 裁判の傍聴から明らかになった事実	
5 事例の検証を通じての問題提起	
III 問題解決に向けての提言	14
IV 委員名簿	15
V 検証会議の開催状況	15

I 検証について

1. 検証の目的

虐待による児童の死亡事例について、事実の把握と発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

なお、この検証は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2. 検証の方法

刑事裁判の傍聴のほか、区役所母子保健及び児童福祉担当部署からの資料提供又はヒアリング等により、情報の収集と整理を行った。その後、それらを踏まえた課題を抽出し、再発防止のための対応策について検討を行った。

II 事例の検証

1. 事例の概要

本市において、令和元年6月21日午後8時半頃から30日午前11時頃にかけて計9日間、母が自宅マンションに児童（2歳11か月）（以下、「本児」という。）を放置し、低栄養状況下の低体温及び脱水により死亡させた。母は逮捕・起訴され、令和2年3月、仙台地方裁判所にて保護責任者遺棄致死で懲役10年（求刑どおり）の判決が言い渡された。母は控訴せず、判決が確定した。

経過の概要は以下の通り。

- ・2016年（平成28年）7月 本児出生
- ・2017年（平成29年）7月 区内転居
- ・2018年（平成30年）1月 1歳6か月児健診未受診
- ・2019年（平成31年）1月 2歳6か月児歯科健診未受診
- ・2019年（平成31年）2月末 保育施設退所
- ・2019年（令和元年）6月 区間転居
- ・同年6月20日 2歳6か月児歯科健診再設定日未受診
- ・同年6月21日午後8時半頃から30日午前11時頃にかけて、母は自宅へ戻らず、交際相手宅から職場へ通っていた。
- ・同年6月30日 事件発生、本児死亡確認

2. 家族の状況（年齢は事件当時）

本児（2歳11か月）

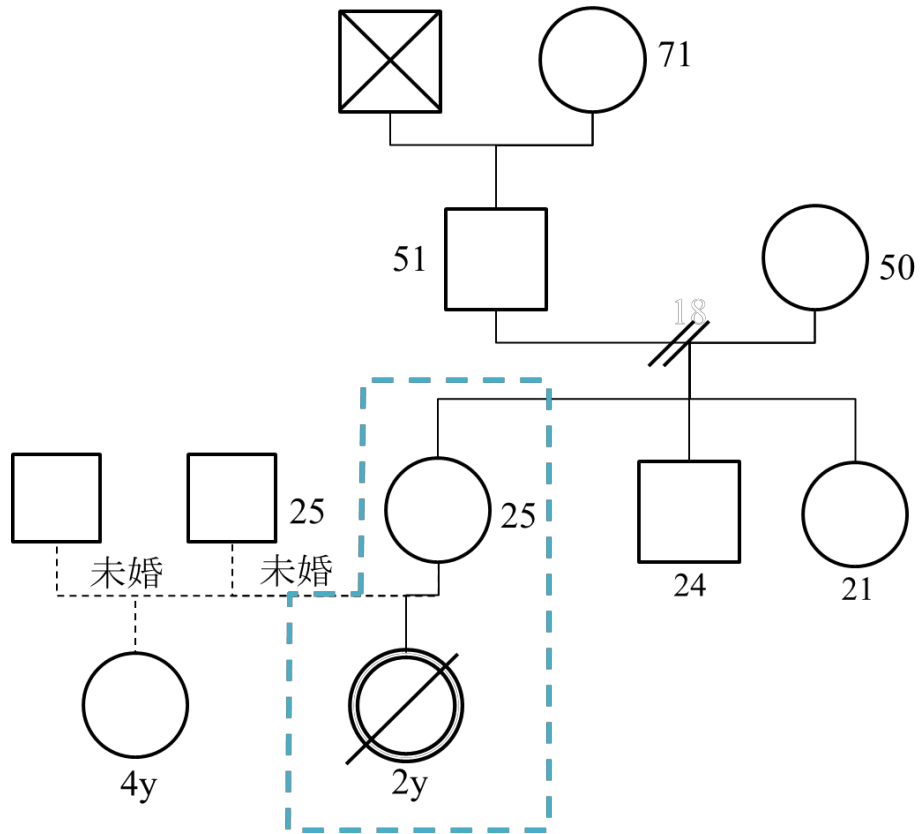
実母（25歳）同居

母方祖父（51歳）別居

母方祖母（50歳）別居

母方おじ（24歳）別居

母方おば（21歳）別居



太枠点線内同居

3. 事件に至る経過 (※状況は児童を中心にした人間関係として記載しています。)

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
平成 27 年 (2015 年) 3 月 9 日		母、市内でパートナーと同棲。 夜間、飲食店に勤務。		妊娠の届出及び母子健康手帳（以下、母子手帳）交付（推定 30 週）。この時、母は本児の父に当たる人物と交際中で、妊娠している児は前のパートナーの子なので育てられないと話す。	
5 月		母、市内で第 1 子出産。（その後、民間の養子縁組あっせん団体へ委託） ※ 産後、パートナーと東京へ居所を移し、パートナーの父のもとで働いていたと思われる。			
平成 28 年 (2016 年) 5 月上旬		・ 東京から仙台に戻り、本児を出産できる病院を探す。 ・ 第 1 子出産の病院を受診予約。			
5 月 12 日				受診予約した病院から、母が母子手帳未交付で 5/16 初診予定、母子手帳を明日交付してほしいとの連絡。	
5 月 13 日				妊娠の届出及び母子手帳交付（推定 29 週）。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・ パートナー及びその父と約 1 年間東京に住んでいた。パートナーの父は家業優先という感じで、病院を受診できる状況ではなかった。 ・ パートナーと入籍して育てる予定。	
5 月 16 日		受診病院で胎児の腹壁破裂が判明、別の病院へ紹介。5/23 受診予定。出産も紹介先になる。			
6 月下旬		母、胎児の検査のため、1 週間ほど検査入院。			
7 月 1 日				自宅（母方祖母宅）に電話連絡し、体調確認、面会を申込み。母から腹壁破裂の話は出ず、順調とのこと。面会は妊婦健診の時を希望、来所とした。	
7 月 6 日				母来所。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・ 6 月下旬検査入院していた。次回 7/8 受診予定。 ・ 2 人で望んだ妊娠だった。 ・ パートナーは無職。半年ほどパートナーの父の家業を手伝っていたが給与支払なし。通院する時間ももらえなかった。産後の準備も全くなし。 ・ 現在は母方祖母宅に居住。祖父母は結婚に反対。2 週間以内にパートナーと別れるか決めるよう言われた。	

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
7月6日 (続き)				<ul style="list-style-type: none"> 準備や育児は支援するので母子家庭で育てていくようにとされている。 パートナーはお金が貯まったら一緒に生活をしようと言っているが、生活ができないのではどうしようもない。迎えに来てくれると言っている。 来年は資格を取るために看護学校入学を考えている。親に勧められ、まず准看護師の資格を取る。高校卒業後、看護専門学校に通ったが、1年半で退学。 	
7月8日～ 7月11日		母、妊婦健診受診後再入院。		<ul style="list-style-type: none"> 母から電話。母から聞き取った内容は以下の通り。 妊婦健診受診。再入院となった(胎児の腸管が拡大しているので経過観察中)。 費用が安くなるので、健康保険を母方祖母の扶養から国民健康保険に切り替えの希望。母方祖母と別世帯になって生活する予定だったが入院により手続きできない。 <p>→国民健康保険担当部署へ電話するよう案内。</p>	
7月16日	本児出生(35週 1,601g)腹壁破裂等のためNICU入院				
7月19日				<ul style="list-style-type: none"> 母に電話するも不通。 出産病院に別件で電話連絡したところ、7月16日出産したとの報告あり。 本児の腸の手術を予定している。母本人は問題なし。 	
7月21日	手術	母のみ退院 (EPDS 2点)		<ul style="list-style-type: none"> 母の退院前に院内で面会。明日各種手続きの際に区の担当部署に立ち寄る約束をする。母から聞き取った内容は以下の通り。 私がこの子を育てる。 明日引っ越す。 パートナーが入院中 2 回来院。「養育費を出せないが会っていいか」と言ってくる。パートナーとは別れる。 出産費用は母方祖父が負担。退院の迎えにも来る。 	
7月22日		住民票上は A 区内の母方祖母宅から区内転居(母方曾祖母名義の住宅)。ただし、生活の本拠自体は母方祖母宅で同居していた模様。		<ul style="list-style-type: none"> 来所し、本児の出生手続き、健康保険の切り替え、養育医療申請、児童扶養手当の手続きを行う。 病院面会はおば送迎あり。食事は祖母協力有り。 8月22日の1か月児健診時に院内での面会を提案、後日連絡すると返答有。 <p>→結局連絡なし</p>	

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
8月4日			母来所し、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金(以下、訓練給付金)の受給を相談。准看護師の資格取得の意向。資金は給付金、貯金と祖父から借りる予定。祖父からは返済は就職後落ち着いてから少額でよいとの話あり。		
8月16日	1か月児健診 (2,073g)				
8月26日	腸の手術				
10月6日				出産病院より電話連絡。本児がそろそろ退院。11/9に自宅へ戻る予定。体重と哺乳量を外来管理で行う(2週間に1度(火・金)の予定)。	
10月12日				・病院内で面接。母より来春からの看護学校入学を考えているとの話あり。 ・医師より本児の退院はまだ先との説明有り。	
10月17日				母来所、A区保育所入所申込を行う(H28年度分)	
11月4日				出産病院より連絡。退院予定日は11月9日。	
11月9日	退院(2,418g)	(裁判での祖母の供述から、退院後は祖母宅に戻ったと推定)			
12月2日	乳児健診受診(4,200g)	出産病院にて本児の乳児健診を受診。			
12月5日	本児、発育良好で問題なし(4,200g)			母の実家へ新生児訪問。聞き取った内容は以下の通り。 ・看護学校入学試験の勉強をしている。4年で正看護師資格を取る計画は変わりなし。	
平成29年(2017年)1月1日	B区の認可外保育施設の利用開始				
1月14日		母、看護学校の受験。			
1月19日				A区保育所担当より連絡。保育施設の利用が決定したので10月17日の保育所の利用申請は取り下げた。	
1月23日		母、祖母から授業料を出してあげられないと言われ、夜間飲食店で勤務を開始。夜間も保育施設に預けて勤務していた。			

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
4月		母、看護専門学校 准看護師 2年課程 入学			
4月17日			訓練給付金受給手続き。	ひとり親支援担当部署面談に同行。 ・祖母からの金銭及び育児支援ありとのこと。	
5月10日			4月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため来所。		
6月12日			5月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため来所。		
7月頃		祖父とのトラブルのため、祖母宅にいられなくなり、母と本児、住民票住所地(母方曾祖母名義の住宅)に居所を移動したと思われる			
7月21日			6月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため来所。		
8月			7月の訓練給付金関係書類未提出。		
9月			8月の訓練給付金関係書類未提出。		
9月14日				訓練給付金の手続き日に近況を聞くこととしていたが、給付金の書類提出、児童扶養手当現況届の手続きが滞っているとの情報があったため、母に電話するも、母の電話が解約されていることが判明。出産病院に受診状況を確認。以下の情報を聞き取り。 ・7月までは定期受診していた。 ・9月10日にかぜで来院している。本児は元気。母も受診時確認できている。 →病院で把握している番号に電話をしたが不通。	
9月25日				・出産病院より電話。定期受診に来院せず、母と連絡取れないため心配との情報あり。 母子保健担当不在時に児童扶養手当現況届の手続きのため母が来所。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・本児は定期通院(1回/半年)しており病状も安定している。 ・自身も看護学校へ通学しており特に問題なし。	
10月			9月の訓練給付金関係書類未提出。		

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
10月11日				出産病院より電話。受診しておらず、電話をかけたが母と連絡取れず心配との情報。訪問できないか問合せ。	
10月12日				保育施設へ電話。入園(1/1)以来順調に来園。本児は歩行可で特に問題なし。 上記情報を出産病院に連絡。	
11月2日			母から電話。7月以降の訓練給付金出席状況報告がなく聞き取り。		
11月9日			母から電話。7～10月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため11/14に来所とのこと。		
11月16日			7～10月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため母来所。		
12月7日			11月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため母来所。		
12月28日			<ul style="list-style-type: none"> ・12月分の訓練給付金出席状況報告提出に来所。請求書忘れその場で記入。 ・学校は休みだが補習で通学していたとのこと。 ・他に水道局にも行くということ場で場所を案内。 		
平成30年(2018年)1月16日	1歳6か月児健康診査未受診				
2月22日				<ul style="list-style-type: none"> ・健診未受診のため母へ電話連絡するが不通。勸奨文書送付。 ・祖母がおじ(母のきょうだい)の大学入学資金貸付の相談でひとり親支援担当部署を訪れるため来所していたが、帰宅後に来所を確認したため、祖母とは直接会えず。 ・母の電話番号がはっきりせず、かけても電話に出ない。 ・訓練給付金の書類提出時に面接をする対応とした。1歳6か月健康診査時に面接することとした。 	
3月7日				健診の受診勸奨文書を再度送付	

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
4月20日			1～3月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出のため来所。		
5月16日			訓練給付金の今年度更新処理、4月分の訓練給付金出席状況報告及び請求書の提出がないため、母に確認。 →本庁訓練給付金担当から必要書類等を発送。		
6月		母は、6月以降看護学校には通学していない。			
7月頃		母、本児を自宅に一人残して交際相手方や夜間勤務先へ外出するようになる。			
7月19日			訓練給付金の書類が未提出のため、母に電話するが不通。		
8月21日				B区保育所担当から、母が7月に看護学校を退学した、また本児は最近保育園を休みがちという情報提供があり、次のことを情報共有。(※事件後調査で退学は9月であったことがわかっている。) ・病院への通院も滞りがち。 ・実家が近くなので支援はある。 ・連絡を入れても返事のない状態が続いている。	
8月22日				本児の受診状況を出産病院へ問い合わせ。3か月ごとに定期受診していることを確認(8月6日が最終受診)。 BCG未接種のため案内しているがまだの様子。 A区とB区で情報共有。 児童扶養手当現況届未提出。電話にも出ず、養育状況不明。保育施設では問題なしの状況。学校退学の連絡はなし。	
9月28日		母、看護学校を退学。退学後も夜間、飲食店への勤務は継続。			
10月30日			児童扶養手当の現況届の手続きのため、母と本児来所。手続き後面談。母から聞き取った内容は以下の通り。 ・9月に退学した。退学理由は子どもの入院・通院。 ・言葉が遅く心配あり →2歳6か月児歯科健康診査の受診を勧める(言葉をチェックする)。 ・本児の養育に関しては母方おばが手伝ってくれるので心配ない。 ・本児の通院はしている。内服薬はない。		

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
10月30日 (続き)			<ul style="list-style-type: none"> ・新しい電話番号を母から聞き取り。上記の聞き取り内容を出産病院と共有。内服薬は中止ではなく継続してほしいもの。先生は服薬していないのを知っているところもあり。 		
12月20日		(以降 関与なし)		<ul style="list-style-type: none"> ・保育園長より本児が10月4日より登園していない旨連絡有。 ・母へ電話するが現在使われていない、とのメッセージ。 	
平成31年 (2019年) 1月16日	2歳6か月児 歯科健康診 査未受診				
2月			2歳6か月児健診未受診のため母へ連絡するが不通。		
2月7日			<ul style="list-style-type: none"> ・B区の保育所担当より電話「退園を進めてもかまわないか」「引き続き園に籍を残すこと」について質問あり。 →A区担当より「いまいまの保育の必要性は感じていない」と回答。 	保育施設から電話番号を聴取し、母へ電話。保育施設の利用継続の意向確認を行う。母から週1～2回程度の仕事の際は祖母が面倒を見ているため、退園する旨の話あり。	
2月20日			B区の保育所担当より電話。情報共有。 <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設から週1回程度しか通園していないとの報告あり。 ・保育施設から母に電話すると、「現在週1回程度しか働いておらず、保育の必要ない」とのこと。退所の方で動いている。母も了承済み。 		
2月28日	保育施設を 退所				
3月12日			2歳6か月児歯科健康診査未受診のため受診勧奨文書を送付。		
5月15日			母へ健診未受診のため受診勧奨の電話連絡。健診を受けない際には家庭訪問となると伝えたとこ、都合をつけて受診するとの返答有り。受診日決定したら連絡をもらうこととした。		

時期	本児の状況	家族等の状況	関係機関ごとの対応内容		
			A 区役所		B 区役所
			ひとり親支援担当	母子保健担当	保育所担当
6月1日		事件発生場所となった別住所(B区)に転居。住民票異動なし。			
6月17日	病院で定期健診受診(11.3kg)	母と祖母同伴して病院の定期健診を受診。昼食を祖母と食べ、夜、交際相手宅に行く。			
6月18日		母、本児を放置して勤務先に出勤後交際相手宅で過ごす。(～21日まで自宅に戻らず。)		母へ健診未受診のため受診勧奨の電話連絡をするが不通。	
6月19日		母、自宅に戻らず勤務先に出勤後交際相手宅で過ごす。		<ul style="list-style-type: none"> 母より電話。来週B区へ転居する予定。明日2歳6か月児歯科健康診査を受診するよう頑張るとの連絡有り。 出産病院へ電話。6月17日受診し、本児は小柄だが発達は年齢相応との話あり。予防接種の遅れあり、来院している。就労しておらず本児のことも考えて早めに職を決めて集団保育に入れるようアドバイスしているとのこと。ほぼYouTubeで育児しているようで、メディアの利用を減らすよう指導。 	
6月20日	2歳6か月児歯科健康診査(変更予約日)未受診	母、自宅に戻らず勤務先に出勤後交際相手宅で過ごす。		<p>母へ電話し折り返し電話。母から聞き取った内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診に行けなかった、転居後に受けたいとの申出あり →日程を伝える。来週転入手続きに行くとのことで、その際に健診の予約をするよう伝える。 今はすでに新住所に住んでいる。 就業しておらず、求職中。 出産病院に通院している。体が小さいだけで問題ないと言われている。 <p>B区担当部署にケース移管に向けた連絡。</p>	
6月21日		母、自宅に戻る。 母、20時頃本児を自宅に残して外出。			
6月30日	事件発生(死亡確認)死因は低栄養状態下低体温症。(8.6kg)	母帰宅。状況を見て、祖母に電話連絡。祖母が119通報を指示。母が119番通報、「3日前からあっていない」 祖母、110番通報、「娘から孫が男に殺された」と電話あった」 母、臨場した警察官に、「6月27日から家に放置して出かけていた。仕事や彼氏の家にいた」と話す。			

4. 裁判の傍聴から明らかになった事実

・母の家族関係

関係は破綻しており、本児の祖父母（母の両親）は離婚、祖父は東京で飲食店を営んでおり、月に3～4日戻ってきていた。その際に、母は祖父から暴力を受けるなどのことがあった模様。なぜ離婚後も継続的にそのような状況になっていたかは不明。

・居所

出産後、祖母宅在住だったが、母と祖父とのトラブルにより平成29年7月より居所を変更。住所は不明だが、看護学校近くの新築の集合住宅（オートロック付き1LDK）だった。階下への漏水を機に本事件発生のアパートに居所を移動した。

➤ 平成28年7月に住所変更を行って以降、全て住民票の住所地とは異なる住所地で生活していた。

・家計状況

看護学校入学前に、祖母から看護学校の授業料に資金援助はできないと言われ、平成29年1月から飲食店での夜間の勤務を再開している（その他、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（10万円）、児童手当（1.5万円）、児童扶養手当（約4万円）も受給）。

➤ 祖母は、区役所でおじ（母のきょうだい）の大学入試に伴う資金貸付の相談をしており、金銭的には余裕がなかったものと推定される。

・行動

令和元年6月1日から21日までの間、本児を自宅に1人残していた時間は13日と約11時間であり、母は定常的に児童を放置し、勤務先に出勤したり、交際相手宅で過ごしたりしていた。

・精神疾患

裁判の中で母の精神疾患について鑑定が行われたが、犯行時の精神障害はなかったとされている。

5. 事例の検証を通じての問題提起

これまでの調査で明らかになった事実及び本事例での課題として以下の点を挙げる。

(1) 不十分なアセスメント

母は第1子を出産後まもなく養子縁組しており、第1子、第2子ともに妊娠週数30週前後で妊娠届を提出している。また、パートナーとは未入籍で支援がなかった。さらに、本児は胎児の時点で腹壁破裂と診断されており、産後の養育に支援を必要とする状況が考えられた。

これらの状況から、母を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会の台帳に登録し、各機関と連携した継続的な支援が必要ではなかったか。

また、保育施設の退園に際し、祖母が面倒を見ているから、という母の発言で退園を決定しているが、母の生活状況の丁寧な確認を行うなど、その他の情報も合わせて保育継続の必要性を判断することが必要ではなかったか。

(2) 支援対象の状況確認の不足

母は、本児の1歳6か月児健診及び2歳6か月児歯科健診を未受診だったが、支援機関は訪問や面接は行わず、所属先である保育施設や医療機関からの情報提供のみで対応していた。

また母と長期間連絡がつかない状態だったが、祖母に連絡をとる、現地確認をするなど代替の手段による確認は行われていなかった。

行政が把握できないところで、居所の移動や家族からの支援が無くなるなど、当初とは大きく状況が変わっており、正確に情報を把握するための行動が不足していたのではないか。

(3) 関係機関や異なる相談窓口の間での情報共有

要保護児童台帳に登録されているわけではなく、祖母からの支援が得られることになっていたことから、担当部署間で情報と危機感が十分に共有されていなかったのではないか。

母子保健の担当部署が接触できなかったときも、ひとり親支援や保育担当の部署では接触できている状況もあった。こうした情報が関係業務間で十分に共有されておらず、適時適切な母子の置かれた状況の変化の把握に一層の困難をもたらしたのではないか。

Ⅲ 問題解決に向けての提言

今回の事例検証で分かった事実と課題に対し、以下の点を提言する。なお、番号は事例で挙げた課題と対応している。

- (1)
 - ・ 特定妊婦に関する要保護児童対策地域協議会台帳登録の判断基準の明確化
本事案の母を特定妊婦として要保護児童対策地域協議会台帳登録しなかった理由を振り返り、登録の判断基準について再考し、必要に応じて見直す必要がある。
 - ・ 状況の変化に合わせた再アセスメント
居所の移動や保育施設の退園など、状況が変わった時々でアセスメントを行い、支援の内容を見直す必要がある。

- (2)
 - ・ 乳幼児健診等未受診者の確認方法の再考
乳幼児健診の未受診者について、その背景や状況の把握を適切に行うよう、未受診となった後の対応内容と対処時期を明確にする必要がある。
 - ・ 支援対象者に関する情報収集体制の再考
正確なアセスメントを行うためには、対象者の居所や生活実態を把握する必要がある。担当部署だけでなく、関係機関と連携して現地確認を行うなど、関係機関との役割分担と協力体制の構築について検討の余地がある。

- (3)
 - ・ 情報共有ルールの整理
支援の必要性毎に共有方法及び範囲を明確にしておき、関係する部署間で共有すべきである。また、支援の必要性やリスク評価を客観的に判断できるようにすべきである。

IV 委員名簿

仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

部会長	塩野 悦子	宮城大学看護学部教授
副部会長	村田 祐二	仙台市医師会（仙台市夜間休日こども急病診療所所長）
委員	佐藤 亜矢子	仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員
委員	土倉 相	仙台市児童養護施設協議会
委員	内藤 梓	仙台弁護士会
委員	中嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会長

V 検証会議の開催状況

第1回 令和元年7月（第1回）

- ・ 検証の目的等について
- ・ 検証対象事例の概要について
- ・ 検証の進め方等について

第2回 令和2年9月（第2回）

- ・ 事例の概要
- ・ 家族関係、事実経過の概要

第3回 令和2年11月（第3回）

- ・ 事実経過の確認

第4回 令和3年1月（第4回）

- ・ 当該事案における課題の抽出

第5回 令和3年3月（第5回）

- ・ 課題の解決に向けての提言の検討

第6回 令和3年5月（第6回）

- ・ 検証報告書（案）の検討

第7回 令和3年7月（第7回）

- ・ 最終検証報告書の承認

児童虐待死亡事例検証報告書

(令和元年 6 月発生事例)

仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

措置・里親審査部会

仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課

〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号

TEL 022-214-8180 (直通) FAX 022-214-8610